

特集

障害児保育の半世紀——制度と実践の課題

子どもの発達を保障する保育目標・
保育内容と保育実践の創造

藤野 友紀

要旨 現行の「保育所保育指針」は幼児教育のグローバル・ガバナンスの影響を受けて、小学校教育との接続の視点を明確に打ち出している。その具体化が「幼児期までに育ってほしい姿」である。個人の認知能力や非認知能力の育成を保育目標とし、その達成に向けて保育の「質」を上げていく発想は、子どもを「人材」とみなし、保育から創造性を奪う危険性を孕んでいる。子どもの発達を保障することは、子どもの「能力」の開発と同義ではない。保育は目の前の子どもの願いを探ることから出発する。子どもの願いを踏まえて保育目標と保育内容をつくりだし、新しい価値を共有する。この保育の創造性が守られてこそ、子どもの発達は保障される。

キーワード 保育所保育指針、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、保育目標、保育の創造性

1 はじめに

本稿は、現行の「保育所保育指針」を批判的に検討し、子どもの発達と保育の関係について論じるものである。「保育所保育指針」は直近の改定によって小学校教育との接続の視点が強化され、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が導入された。本稿ではまず、それらの導入の過程と導入の背景にある国際的動向、特に「幼児教育のグローバル・ガバナンス」の展開と受け入れについて見ていく。次に、公式解説書における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の定義の曖昧さ、私製解説書による解釈のねじれ、保育現場に及ぼす負の影響について整理する。最後に、これまで保育実践の学び合いをとおして多くの人によって磨かれてきた、子どもの発達と保育の関係についての視座を確認する。

ふじの ゆき
札幌学院大学人文学部人間科学科

2 2017年告示「保育所保育指針」の特徴

(1) 改定による変更点

現行の「保育所保育指針」は2017年に告示、2018年から施行された（以降、現行指針）。「保育所保育指針」が初めて策定されたのは1965年、そこから数えて4度目、9年ぶりの改定である。前回の2008年告示版からどのような点が変わったのだろうか。ここでは保育目標・保育内容に関係する特徴的な変更点として4つ挙げたい。

①第1章総則に第4節「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」が設けられ、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が記載された。これは同年同日告示の「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と同様の追加である。

②第1章総則に第2節「養護に関する基本事項」が設けられた。2008年告示版では、「保育の内容」の章に「教育に関わるねらいと内容」と並んで「養護に関わるねらいと内容」が記載されていた。それが今回の改定によって、養護は「保育の内

容」の章から切り離して記載され、「保育の内容」の章は主に教育に焦点を当てたものとなった。

③第2章「保育の内容」の構成である。「乳児保育」「1歳以上3歳未満の保育」「3歳以上児の保育」の節が立てられ、「1歳以上3歳未満の保育」と「3歳以上児の保育」ではそれぞれ5領域ごとにねらいと内容が記されるようになった。「3歳以上児の保育」の記載内容は、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」とほぼ同じである。

④2008年告示版では独立して設けられていた「子どもの発達」の章が、現行指針からは消えた。2008年告示版の「第2章 子どもの発達」は、「1 乳幼児期の発達の特性」と「2 発達過程」の2節構成であった。このうち「2 発達過程」で記載されていた年齢別の子どもの発達の特徴は、現行指針においても「保育内容」の年齢別の節の中で「基本事項」として記述されている。他方、「1 乳幼児期の発達の特性」における子ども観・発達観の記述は現行指針には引き継がれていない。

(2) 変更点から見えてくるもの

現行指針に見られるこれらの変更点は、乳児保育と3歳未満児保育の充実を企図したものであると同時に、保育所における幼児教育の役割を強調したものと捉えることができるだろう。同年同日に告示された「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と見比べると、それがよりはっきりわかる。「保育所保育指針」の総則には「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」（下線部筆者、以下同じ）として、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が2要領とほぼ同じ文言で記載されている。また、保育内容の章における「3歳以上児の保育」でも2要領とほぼ共通の記述が並ぶ。

そして後で述べるように、現行指針には「幼稚園教育要領」に倣って、小学校教育との接続の視点が明確に打ち出されている。ではその接続の視点とはどのようなものだろうか。

3 小学校教育との接続の視点

(1) 「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

現行指針の第1章総則の第4節「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」には、「育みたい資質・能力」として以下の3つが挙げられている。

- (ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

これは言うまでもなく、現行の「小学校学習指導要領」（2017年告示）の総則第1「小学校教育の基本と教育課程の役割」に挙げられた以下の事項と連続している。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

次に、現行指針同4節に記されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見てみよう。「第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するもの」として、以下の10項目が挙げられている。

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

そして「小学校学習指導要領」の総則第2「教育課程の編成」の「4. 学校段階等間の接続」には次のように記述されている。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児